

博士学位請求論文審査報告

2023年2月8日

申請者：岩井洋子（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程・SD141003）

論文題目：「京都学派の政治哲学」再考—時代の危機との格闘の思想として—

論文審査委員

森村敏己

石居人也

平子友長

1 本論文の概要

本論文は、戦前・戦中は国体に反する西洋哲学やマルクス主義の信奉者として国粹主義者から激しく攻撃され、戦後には、帝国主義的植民地支配の正当化を図った戦争協力者として糾弾された「京都学派」、具体的には西田幾多郎、田辺元、三木清、高山岩男の4名を取り上げ、資本主義が生み出した世界的危機の克服を目指した構想として彼らの政治哲学を再検討するとともに、その社会構想が戦後社会に及ぼした影響を論じることで、京都学派の政治哲学の功罪を問い直した労作である。

2 本論文の成果と問題点

本論文の成果として強調すべきは以下の諸点である。

第一は、戦中と戦後では全く異なる理由から非難され、現在も評価が定まらない京都学派の政治哲学という難しい対象に挑み、これまでの研究史を徹底的に咀嚼することを通じて、新たな解釈を提示したことである。岩井氏によれば、彼らは資本主義の進展が世界的には帝国主義的植民地戦争を、国内的には個人主義的利益追求による社会的連帯の破壊を生み出したとの認識に立ち、こうした危機的状況を社会主義とは異なる方向で克服するという実践的な目的をもって政治哲学を構想したとされる。このような一貫した視点から分析を進めることで、本論文は「絶対無」や「矛盾的自己同一」といった概念を解釈の中心に据えながら、京都学派の国際秩序構想、国家観、天皇論を貫く特徴と意図を、その問題点も含めて明確にすることができた。

第二に、天皇をめぐる議論を分析の重要な柱とすることで、彼らの天皇論が「絶対無」を基軸とする京都学派独自の弁証法と結びついており、それが天皇の存在を民族主義の克服や利益追求型社会の改革にとって不可欠なものとしていること、さらには日本特殊論と

も言うべき議論に結びついていることを明らかにした点が挙げられる。こうした姿勢は、天皇を改革実現のための「道具」と見なす面を持つことから、戦中には天皇機関説と変わるところがないとして非難される理由となった。逆に戦後には、天皇への過大な期待や、天皇の存在を日本に固有の、そして自明のものとするその態度が、天皇絶対主義に容易に転化するものであった点が批判を招くことになる。こうした意味で天皇論への着目は京都学派の特徴を明らかにすることに貢献している。

第三に、議論の射程を戦後にまで延長したことが挙げられる。取り上げられる4名のうち、戦後も執筆活動を続けた田辺と高山を対象に、彼らの社会構想の特徴を戦前の京都学派の政治哲学の延長上に位置づけるとともに、彼らの構想と、いわゆる「日本型資本主義」との連続性や親和性について分析した点は、京都学派研究において新しい分野を開拓したと評価できる。

こうした成果の一方で、残された課題も存在する。

岩井氏は京都学派の政治哲学を危機の時代の克服を目的とした思想と位置づけ、また国粋主義者である蓑田胸喜による非難を重要な根拠として、彼らを戦争協力者、時局に迎合した哲学者とする解釈を批判的に再検討する。その際に、彼らの哲学の中には天皇論をはじめとして戦争協力論、大東亜共栄圏の正当化とされてもやむを得ない側面があることにも言及し、単純に京都学派を復権しようとする姿勢からは距離を置いているが、彼らの哲学が含む問題点はその観念性、抽象性、あるいは柔軟性といった点から説明される傾向が強い。しかし、京都学派の議論が、治安維持法下において言論の自由が存在しない中、弾圧されることなく公表されたことを考慮すれば、蓑田による糾弾があったにせよ、戦前において京都学派の言論が体制批判と見なされていたとは言い難い。もちろん、許容される言論、使用できる言葉が極めて制約された中で、彼らの主観的な意図・目的が侵略戦争への批判であったとの仮説を立て、論証しようとすることは可能だろうが、こうした論証の説得性を高めるには、治安維持法下という状況をより詳細に検討する必要がある。さらに、哲学・思想における本人の主観的意図、意図からは独立してその哲学・思想に内在する問題点、および本人の意図からは乖離した他者による多様な解釈の可能性といった諸要素の関係についても議論を深めるべきだったと思われる。

ただし、こうした課題が残されているにせよ、本論文は当該分野において優れた学術的貢献をなすものであり、また、著者自身がこれらの課題を十分に自覚しており、今後の研究によって克服されることが期待される。

3 最終試験の結果の要旨

2023年2月2日、学位請求論文提出者、岩井洋子氏の論文についての最終試験を行った。本試験において、審査委員が、提出論文「『京都学派の政治哲学』再考—時代の危機と格闘の思想として—」に関する疑問点について逐一説明を求めたのに対し、氏はいずれも十分な説明を与えた。

よって、審査委員一同は、岩井洋子氏が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（社会学）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有するものと認定した。